

島松地区複合施設整備にかかる
サウンディング型市場調査

実施要領

令和5年10月

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室

まちづくり推進課

1. 調査の目的

本市では、「恵庭市都市計画マスタープラン（令和3年8月策定）」に基づき市内3駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めているところであり、【駅を中心とした賑わいの創出】に向け取り組んでいます。

「島松地区複合施設整備の基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」とする。）では、島松支所、図書館島松分館、子育て支援機能の移転集約による公共機能の複合化を図るとともに、多くの市民に利用される施設とするため、市民の交流の場、サードプレイスの形成に資する、民間機能の導入を検討することとしています。

このことから、島松地区複合施設整備について、官民連携手法と、民間活力の導入に関するニーズを把握するため、サウンディング型市場調査（民間事業者との対話）を実施します。

2. 調査対象地および施設整備に関する概要

「基本的な考え方」、並びに本要領末尾の「計画地周辺人口」及び「複合施設に希望する機能に関するアンケート概要」資料もご参照ください。

3. 調査事項

- (1) 民間機能
- (2) ゾーニング
- (3) 事業手法
- (4) 事業スケジュール
- (5) 参画意欲
- (6) その他（「基本的な考え方」の方針に関すること）

4. 参加対象および除外条件

(1) 参加対象

実施主体となり得る法人又は当該法人を含む法人グループ。

(2) 除外条件

次のいずれかに該当する場合は、今回の調査に参加することはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申（法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申し立てを含む。）がなされている場合。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている場合。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている場合。

5. スケジュールおよび手続き

(1) 参加申込

別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールにて7. 問合せ先・申込先のメールアドレスへお送りください。

件名は【企業名_エントリーシートの提出】としてください。

○ 申込受付期間

令和5年10月12日（木）～令和5年10月25日（水）

(2) 対話実施日時および場所等

参加申込を確認した後に、恵庭市からご担当の方へ連絡させていただき日程および実施方法について調整させていただきます。

(3) 調査票の提出

対話実施の3日前（土日祝を除く）までに、別紙2「調査票」をEメールにて7. 問合せ先・申込先のメールアドレスへお送りください。

(4) 対話の実施

○ 実施期間

令和5年11月6日（月）～令和5年11月17日（金）（土日祝日除く）

○ 所要時間

1時間程度

○ 実施場所

北海道恵庭市役所またはWEB会議システム

6. 留意事項

(1) 調査参加者の扱い

① 調査参加者の名称は公表しません。

② 本サウンディング調査の内容は、今後実施する対象物件の利活用検討の参考といたします。双方の発言・説明とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束等するものではないことにご留意ください。

③ 対象物件に係る事業者公募等を実施することとなった場合、本サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありません。

④ 本サウンディング型調査の実施結果の概要等を公表する際は、事前に各参加者に内容を確認いただきます。

(2) 調査に関する費用

本調査の参加に要する費用は参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加対話（文書照会含む）を行うことがありますので、御協力ください。

7. 問合せ先・申込先

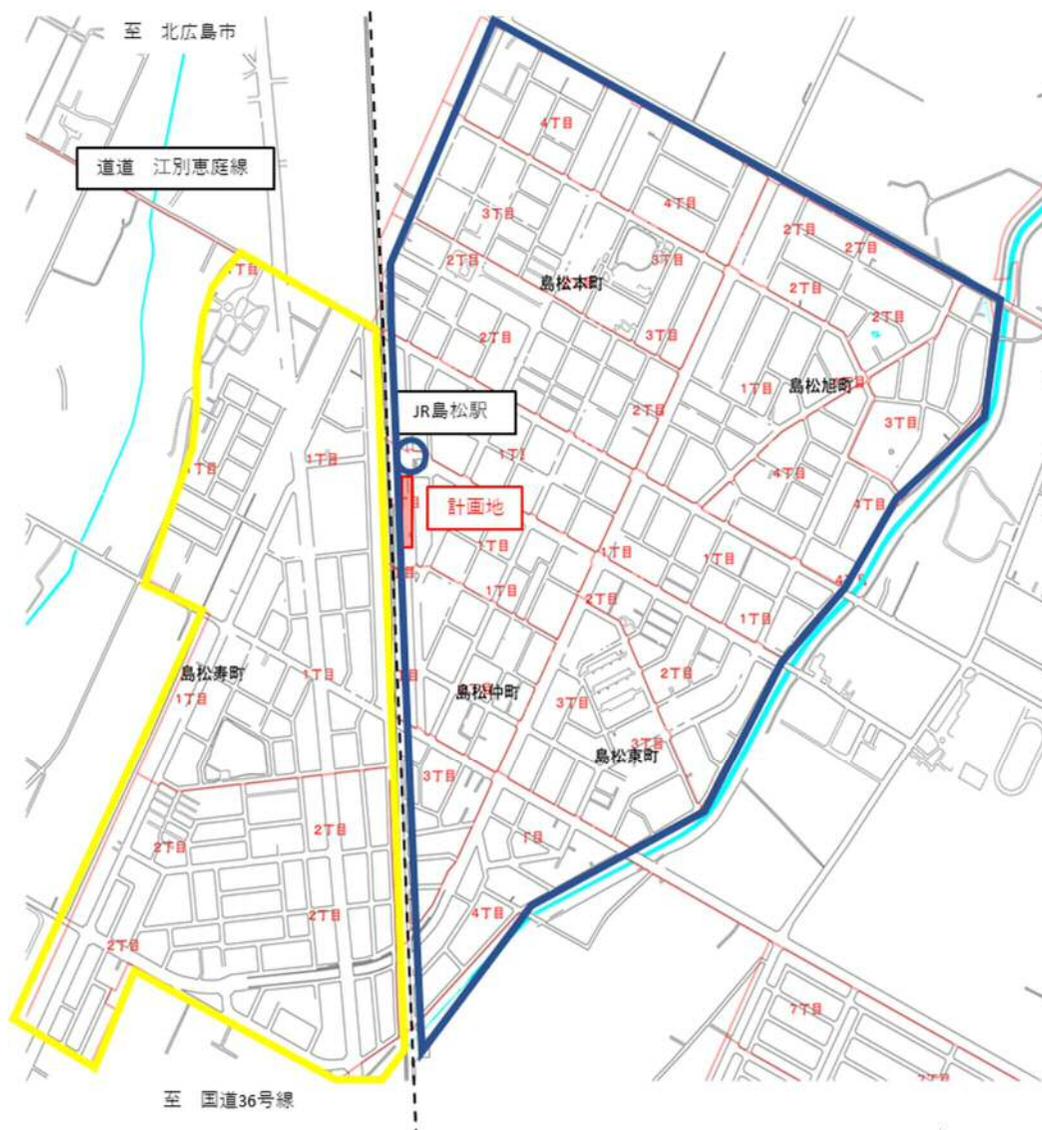
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課／本庁舎4F

TEL：0123-33-3131（内2335）／FAX：0123-33-3137

メール：machi@city.eniwa.hokkaido.jp

○計画地周辺の人口



・計画地区周辺人口：7,753人

線路より西側（黄色）：2,081人

線路より東側（青色）：5,672人

（恵庭市 町名別人口調べ（令和5年7月31日時点））

町名	世帯数	男性	女性	男女計	枠ごとの合計
島松寿町1丁目	509	505	538	1,043	2,081
島松寿町2丁目	533	483	555	1,038	
小計	1,042	988	1,093	2,081	
島松仲町1丁目	130	128	116	244	5,672
島松仲町2丁目	121	119	113	232	
島松仲町3丁目	85	77	86	163	
小計	336	324	315	639	
島松東町1丁目	132	147	163	310	
島松東町2丁目	168	160	173	333	
島松東町3丁目	222	229	232	461	
島松東町4丁目	106	115	119	234	
小計	628	651	687	1,338	
島松本町1丁目	233	226	252	478	
島松本町2丁目	274	255	280	535	
島松本町3丁目	360	322	390	712	
島松本町4丁目	231	234	268	502	
小計	1,098	1,037	1,190	2,227	
島松旭町1丁目	172	194	244	438	
島松旭町2丁目	163	172	189	361	
島松旭町3丁目	117	147	161	308	
島松旭町4丁目	168	160	201	361	
小計	620	673	795	1,468	
総計	3,724	3,673	4,080	7,753	7,753

○複合施設に希望する機能に関するアンケート概要

- ・対象：島松エリアに在住する 500 名（無作為抽出）
- ・方法：用紙で回答または QR コードにて WEB で回答
- ・期間：令和 5 年 5 月 26 日～6 月 10 日
- ・回答数：247 名（49.4%）

- ・対象：恵庭北高等学校へ通学する 1～3 年生 計 617 名
- ・方法：QR コード付きの用紙を配布し、WEB にて回答
- ・期間：令和 5 年 5 月 12 日～6 月 16 日
- ・回答数：74 名（12.0%）

